

光テレビ放送サービス契約約款

(コミュファ光テレビ)

2024年5月31日

中部テレコミュニケーション株式会社

目次

第1章 総則

第1条(約款の適用)

第2条(約款の変更)

第3条(用語の定義)

第2章 光テレビ放送サービスの種類等

第4条(光テレビ放送サービスの種類等)

第3章 光テレビ放送サービスの提供区域

第5条(光テレビ放送サービスの提供区域)

第4章 契約

第6条(契約の単位)

第7条(光テレビ放送サービス区域)

第8条(光テレビ放送利用申込の方法)

第9条(光テレビ放送利用申込の承諾)

第10条(最低利用期間)

第11条(契約内容の変更)

第12条(光テレビ放送サービスの利用の一時中断)

第13条(光テレビ放送サービス利用権の譲渡禁止)

第14条(契約者が行う光テレビ放送サービス放送契約の解除)

第15条(当社が行う光テレビ放送サービス契約の解除)

第16条(その他の提供条件)

第5章 オプションチャンネル

第17条(オプションチャンネルの提供)

第18条(オプションチャンネルの廃止)

第6章 利用中止等

第19条(利用中止)

第20条(利用停止)

第7章 料金等

第21条(料金)

第22条(利用料金の支払義務)

第23条(債権の譲渡)

第24条(料金の計算方法等)

第25条(割増金)

第26条(延滞利息)

第8章 禁止事項等

第27条(禁止事項)

第28条(免責事項)

第9章 雜則

- 第 29 条(契約者の氏名等の通知)
- 第 30 条(協定事業者からの通知)
- 第 31 条(契約者に係る情報の利用)
- 第32条（光ネット集合一括サービス契約を締結している場合の契約者の義務等）
- 第33条（光ネット集合一括サービス契約を締結している場合の免責事項）
- 第34条（故障等）

別記

- 1 光テレビ放送サービスの提供区域
- 2 契約者の地位の継承
- 3 契約者の氏名等の変更
- 4 新聞社等の基準
- 5 管轄裁判所

別表

料金表

通則

第1表 料金

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 中部テレコミュニケーション株式会社(以下「当社」といいます。)は、この光テレビ放送サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これにより光テレビ放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、契約者の承諾を得ることなく、本約款を変更することができます。この場合、当社は、変更後の本約款及びその効力発生時期を、本サービスに係る Web サイト又は当社の運営するホームページに掲載して周知するものとします。また改定された本約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件は変更後の約款によります。

2 本約款の変更等その他光テレビ放送サービスに関する需要事項等の契約者への通知は、当社の指定するホームページに掲載する方法により行われ、当該通知内容が当該ホームページに表示された時にその効力を生じるものとします。

(用語の定義)

第3条 本約款において使用する用語は、放送法(昭和 25 年法律第 132 号において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
光テレビ放送サービス	光テレビ伝送サービスの送信設備(光変換装置を含みます。)への発信のために提供するものであって、当社と契約を締結することにより利用可能となるもの
光テレビ放送サービス契約	光テレビ放送サービスの提供を受けることを目的として当社と締結される契約
契約者	当社と光テレビ放送サービス契約を締結した者
光テレビ放送申込	光テレビ放送サービス契約の申込み
光テレビ放送申込者	当社に光テレビ放送サービス契約の申込みをする者
映像用回線終端装置	当社が別に定める光テレビ伝送サービス契約者の住戸に設置する映像用回線終端装置
光テレビ伝送サービス契約約款	当社が別に定める光テレビ伝送サービス契約約款
光テレビ伝送サービス	当社が光テレビ伝送サービス契約約款に基づき提供する光テレビ伝送サービス
光テレビ伝送サービス契約	当社から光テレビ伝送サービスの提供を受けるための契約
光テレビ伝送サービス契約者	当社と光テレビ伝送サービス契約を締結している者
光テレビ伝送申込	光テレビ伝送サービス契約の申込み
利用回線	光テレビ伝送サービス契約約款において規定する利用回線
利用回線等	(1) 利用回線 (2) 当社が必要により設置する電気通信設備
当社設備	光テレビ放送サービスを提供するために必要となる、当社が提供

	する放送を再送信するための設備と契約者の敷地内の映像用回線終端装置との間に設置する当社の設備
契約者設備	映像用回線終端装置の出力端子からテレビ受像機等に至るまでの契約者の設備
協定事業者	当社が、光テレビ放送サービスの提供及び付随関連する業務を行うために必要な契約を締結している事業者
サービス取扱所	(1)光テレビ放送サービスに関する契約事務を行う当社の事業所 (2)当社の委託により光テレビ放送サービスに関する契約事務を行う者の事業所
消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 光テレビ放送サービスの種類等

(光テレビ放送サービスの種類等)

第4条 光テレビ放送サービスには、次の種類があります。

種類	内容
光テレビ再送信サービス	当社が提供する光テレビ放送サービスであって、当社が再送信同意を取得した放送事業者の地上デジタル放送、BSデジタル放送等(多重放送を含む)を同時再送信するサービス

第3章 光テレビ放送サービスの提供区域

(光テレビ放送サービスの提供区域)

第5条 当社の光テレビ放送サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第4章 契約

(契約の単位)

第6条 光テレビ放送サービス契約の単位は、映像用回線終端装置1台ごとに1の契約の単位とします。

2 光テレビ放送サービス契約は原則として、契約者と同一の世帯の者が視聴することを目的(以下「世帯視聴目的」といいます。)として締結されます。ただし、当社は業務等で不特定若しくは多数の者が視聴できるように使用し、又は同時送信若しくは再分配で使用することを目的とする場合等世帯視聴目的以外の場合においても、その利用方法、条件によっては、認める場合があります。

3 前項に規定する世帯とは、住居若しくは生計を共にする者の集まり又は独立して住居若しくは生計を維持する単身者とします。

(光テレビ放送サービス区域)

第7条 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところにより光テレビ放送サービス区域を設定します。

(光テレビ放送申込の方法)

第8条 光テレビ放送申込をするときは、当社所定の申込書に記載しサービス取扱所に提出(電磁的方法による提出を含みます。)又はインターネット(主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備をいいます。)を経由して当社所定の契約申込書式をサービス取扱所に提出していただきます。

2 光テレビ放送サービス放送申込者は、同時に光テレビ伝送申込を行う必要があります。

(光テレビ放送申込の承諾)

第9条 光テレビ放送サービス契約は、光テレビ放送申込に対して当社が承諾の意思表示をしたときに成立します。

2 当社は、次の場合には、その申込を承諾しないことがあります。

(1)光テレビ放送申込者が同時に光テレビ伝送申込を行わないとき。

(2)契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。

(3)光テレビ放送サービスを提供することが技術上又は経済上著しく困難なとき。

(4)光テレビ放送申込をした者が光テレビ放送サービスの料金に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。

(5)その他光テレビ放送サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。

(最低利用期間)

第10条 光テレビ放送サービスには、料金表第1表(料金)の定めるところにより最低利用期間があります。ただし、当社が別に定める光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括契約を締結している場合に限り適用します。

2 契約者は、前項の期間内に契約を解除する場合は、当社が定める期日までに料金表第1表(料金)に規定する額を一括して支払っていただきます。

ただし、第 15 条(当社が行う光テレビ放送サービス契約の解除)第3項の規定により光テレビ放送サービス契約が解除になるときは、この限りではありません。

(契約内容の変更)

第 11 条 当社は、契約者から請求があったときは、光テレビ放送サービス契約に係る契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第8条(光テレビ放送申込の方法)第2項及び第9条(光テレビ放送申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(光テレビ放送サービスの利用の一時中断)

第 12 条 当社は、契約者から請求があったとき(光テレビ伝送サービスの利用の一時中断と同時に請求されるものであって、光テレビ伝送サービスの利用の一時中断が認められたときに限ります。)は、光テレビ放送サービスの利用の一時中断を行います。この場合、契約者は、利用の一時中断又は再開を希望する日の 14 日前までに利用の一時中断又は再開の請求を行う必要があります。

(光テレビ放送サービス利用権の譲渡禁止)

第 13 条 光テレビ放送サービス利用権は、譲渡することはできません。

(契約者が行う光テレビ放送サービス契約の解除)

第 14 条 契約者は、光テレビ放送サービス契約を解除しようとするときは、契約の解除を希望する日の 14 日前までにサービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う光テレビ放送サービス契約の解除)

第 15 条 当社は、次の場合には、その光テレビ放送サービス契約を解除することができます。

- (1)第 20 条(利用停止)の規定により光テレビ放送サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2)前号の規定にかかわらず、光テレビ放送サービスの利用を停止することが技術的に困難なとき又は当社の業務遂行上支障があるときであって、第 20 条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当するとき。
- 2 当社は、前項に規定する場合のほか、光テレビ伝送サービス契約が終了した場合は、その光テレビ放送サービス契約を解除します。
- 3 次の各号に掲げる事由により、光テレビ放送サービスの提供が不可能な事態が生じた場合においては、光テレビ放送サービス契約は終了するものとします。
- (1)当社の一般放送事業者としての登録が取消された場合
 - (2)当社の電気通信事業の通信免許が取消され、又は再免許が拒否された場合
 - (3)当社設備に回復不能の損害が生じた場合
 - (4)その他当社による光テレビ放送サービスの提供が客観的に不可能な事態が生じた場合
- 4 当社は、前三項の規定により、その光テレビ放送サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にその旨を通知します。

(その他の提供条件)

第 16 条 光テレビ放送サービス契約に関するその他の提供条件については、別記2、3及び5に定めるところによります。

第5章 オプションチャンネル

(オプションチャンネルの提供)

第 17 条 当社は、契約者からオプションチャンネルの利用の請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表(料金)に定めるところによりオプションチャンネルを提供します。

- (1)オプションチャンネルの提供を請求した契約者が、光テレビ放送サービスの料金又はオプションチャンネル視聴料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2)オプションチャンネルの提供が技術的に困難なとき、又はオプションチャンネルを維持することが困難である等、光テレビ放送サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2 オプションチャンネルの利用の請求に基づき、当社が当該オプションチャンネルの提供に係る工事を完了した日をオプションチャンネルの提供を開始した日とします。

(オプションチャンネルの廃止)

第 18 条 当社は、次の場合にはオプションチャンネルを廃止します。

- (1)そのオプションチャンネルの提供を受けている契約者から、光テレビ放送サービス契約の解除又はオプションチャンネルの廃止の申し出があったとき。
- (2)料金表に別段の定めがあるとき。

第6章 利用中止等

(利用中止)

第 19 条 当社は、次の場合には、光テレビ放送サービスの利用を中止することがあります。

- (1)当社設備の保守又は工事上やむを得ないとき。
 - (2)利用回線の利用中止を行なったとき。
- 2 当社は、前項の規定により光テレビ放送サービスの利用を中止するときは、あらかじめ当社が指定するホームページへの掲示又は電子メールの送信により契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 20 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間(第1号の場合は、その光テレビ放送サービスの料金等が支払われるまでの間)、その光テレビ放送サービスの利用を停止することがあります。

- (1)光テレビ放送サービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2)当社と契約を締結している又は締結していた利用回線等に係る契約の料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3)第 27 条(禁止事項)の規定に違反したとき。
 - (4)前各号のほか、この契約の規定に違反する行為であって光テレビ放送サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により光テレビ放送サービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめ、その理由及び利用停止期間を契約者に通知します。

第7章 料金等

(料金)

第 21 条 当社が提供する光テレビ放送サービスの料金は、利用料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 光テレビ伝送サービス契約に基づき、当社が映像用回線終端装置を設置した日をもって、光テレビ放送サービスの提供を開始した日とします。

(支払義務の免除)

第 21 条の2 当社は、約款その他当社が特別に定める場合を除き、料金表第1表(料金)に定める利用料金およびその他関連する一切の支払義務について免除しないものとします。

(利用料金の支払義務)

第 22 条 契約者は、光テレビ放送サービス契約に基き、当社が光テレビ放送サービスの提供を開始した日から起算して、光テレビ放送サービス契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に定める利用料金を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により光テレビ放送サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金(その光テレビ放送サービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額)の支払いは、次によります。

(1) 第 12 条(光テレビ放送サービスの利用の一時中断)の規定又は第 20 条(利用停止)の規定により、利用の一時中断又は利用停止をしたときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大 12 料金月若しくは当社が特別に定める期間の料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となつた利用料金の支払いを要しません。

(2) 前号のほか、契約者は、次の場合を除き、光テレビ放送サービスを利用できなかつた期間中の利用料金を支払っていただきます。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、光テレビ放送サービスを全く利用できない状態が生じた場合、又は一部が全く利用できない状態が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかつた時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその光テレビ放送サービスについての利用料金(一部が全く利用できない状態の場合は、その日数に対応するその部分に係る料金額。)。
2 当社の故意又は重大な過失によりその光テレビ放送サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかつた時間について、その時間に対応するその光テレビ放送サービスについての利用料金

3 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

4 第2項の規定に係わらず、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(債権の譲渡)

第 23 条 当社は、この契約の規定により、契約者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあります。

(料金の計算方法等)

第 24 条 料金の計算方法並びに料金に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第 25 条 契約者は、料金に関する費用の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第 26 条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合(閏年についても 365 日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第8章 禁止事項等

(禁止事項)

第 27 条 契約者は、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1)当社設備に損害を与える行為
 - (2)光テレビ放送サービスに係る当社又は第三者の著作権その他の知的財産権、その他当社又は第三者の権利を侵害し、又は利益を損なう行為
 - (3)光テレビ放送サービスを用いた利用放送法その他の法令等に違反する行為
 - (4)光テレビ放送サービス契約の申込みに際し、契約締結に必要な事項として当社が求めた事項の全部又は一部について、真実とは異なる事項を告げること
 - (5)対価の有無に係わらず、契約者が当社の提供するサービスを公に上映すること、又はその複製物を頒布すること。
- 2 契約者が前項に違反して当社又は第三者に損害を与えた場合においては、当社は、当該契約者に対して損害の賠償を請求することがあります。

(免責事項)

第 28 条 当社は、次の各号に掲げる場合については、損害賠償の責任を負いません。

- (1)天災、事変及び降雨減衰その他の気象に起因する視聴障害その他の異常があつたとき。
- (2)当社の責に帰さない事由により生じた光テレビ放送サービスの停止又は画面症状(画像の劣化、ブロックノイズ、画面の静止等を含みます。)があつたとき。
- (3)契約者、光テレビ放送申込者及び当社以外の第三者の行為に起因する視聴障害その他の異常があつたとき。
- (4)放送内容の変更及び中止があつたとき。

第9章 雜則

(契約者の氏名等の通知)

第 29 条 当社は、協定事業者から請求があった場合は、光テレビ伝送サービス契約者（協定事業者からの請求については、その協定事業者と光テレビ伝送サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名、住所及び契約者連絡先電話番号をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第 30 条 契約者は、当社が、光テレビ放送サービスの提供にあたり必要があるときは、協定事業者から必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(契約者に係る情報の利用)

第 31 条 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、契約者連絡先電話番号、住所若しくは居住又は請求書の送付先等の情報を、当社のサービスに係る契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

（注）業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(光ネット集合一括サービス契約を締結している場合の契約者の義務等)

第32条 契約者（ただし、当社が別に定める光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合に限ります。以下、本条及び第33条（光ネット集合一括サービス契約を締結している場合の免責事項）において同じとします。）は、契約者が遵守義務を負担する第27条（禁止事項）第1項規定の禁止事項について、光テレビ放送サービスの提供を受けることが可能となる居住者（以下「利用居住者」といいます。）にも、これを遵守させる義務を負うものとします。

- 2 利用居住者が第27条（禁止事項）第1項に規定する禁止事項に違反し、当社に損害を与えた場合、当社は、契約者による前項の義務違反として、これに基づく損害の賠償を契約者に請求することができるものとします。
- 3 契約者が、第 14 条（契約者が行う光テレビ放送サービス契約の解除）の規定に基づき、光テレビ放送サービス契約の解除をしようとする場合は、あらかじめ、解除について利用居住者の同意を得なければならないものとします。
- 4 契約者は、当社が指定する者から第19条（利用中止）第2項に規定する光テレビ放送サービスの一時的な中止の通知を受けた場合には、かかる通知の内容を利用居住者に対して通知しなければならないものとします。

(光ネット集合一括サービス契約を締結している場合の免責事項)

第33条 当社は、第14条（契約者が行う光テレビ放送サービス契約の解除）の規定による光テレビ放送サービス契約（当社が別に定める光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合に限ります。）の解除に起因する利用居住者の光テレビ放送サービスの

利用不能及び前条第3項の規定による利用居住者の同意の有無に起因する一切の損害について、責任を一切負いません。

(故障等)

第34条 光テレビ放送サービスの提供に際し、視聴障害が生じた場合、光テレビ放送

サービス契約者は、契約者設備に当該視聴障害の原因がないことを確認した後、速やかに当社に対して通知しなければなりません。この場合において、当社は、速やかに光テレビ放送サービスの提供に係る状況を調査し、当社設備に当該視聴障害の原因が認められた場合には、当社の責任と費用において必要な措置を講じるものとします。ただし、視聴障害原因が契約者及び当社以外の第三者の責めに帰すべき事由による場合には、当社は一切の責任を負いません。また、視聴障害の原因が当社以外の者の行為又はテレビ受像機に起因するときは、契約者は、当社がこれらの調査(調査にともない派遣に要した費用を含みます。)又は措置に要した費用を負担するものとします。

別記

1 光テレビ放送サービスの提供区域

光テレビ放送サービスの提供区域は、次に掲げる県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

県の区域
愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県

2 契約者の地位の承継

- (1)相続又は法人の合併若しくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、相続人又は契約者の地位を承継した法人は、これを証明する書類を添えて、サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2)(1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3)当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

- (1)契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかにサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2)(1)の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を添付していただくことがあります。
- (3)契約者が(1)の届出を行ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 新聞社等の基準

区分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2)発行部数が一の題号について 8,000 部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和 25 年法律第 131 号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース若しくは情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

5 管轄裁判所

この契約に関する訴訟については、その債権額に応じて名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

6 情報提供

当社は、当社が提供する情報等を不定期に、契約者の電子メールアドレスに対して送信する場合があります。

料 金 表

料金表

通 則

(料金の計算方法等)

- 1 光テレビ放送サービスの料金に関する費用は、この光テレビ放送サービス料金表(以下「料金表」といいます。)に規定するほか、当社が別に定めるところによります。
- 2 当社は、契約者がその光テレビ放送サービス契約に基づき支払う料金を料金月(1の暦日の起算日(当社が光テレビ放送サービス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず隨時に計算します。
- 3 当社は、契約者がその光テレビ放送サービス契約に基づき支払う料金のうち月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)は暦月に従って計算します。
- 4 光テレビ放送サービスの提供の開始(オプションチャンネルについてはその提供の開始)があったとき(当該月に、その提供の解除があったときは除きます。)は、当社は提供を開始した日を含む当該料金月の月額料金を請求しません。
- 5 光テレビ放送サービス契約の解除(オプションチャンネルについてはその提供の解除)があったときは、その解除した日の前日(解除した日が提供を開始と同じ日の場合には、解除した当日とします。)を含む当該料金月の月額利用料を全額支払っていただきます。
- 6 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
 - (1)暦月の初日以外の日に月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (2)第22条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。
- 7 6の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第22条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 8 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 9 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 10 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。
- 11 契約者は、料金及び工事に関する費用について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い等)

12 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

13 当社は、料金に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従つて、あらかじめ前受金を預かることがあります。ただし、前受金には利息を付さないこととします。

(消費税相当額の加算)

14 第 22 条(利用料金の支払義務)の規定により料金表に定める料金に関する費用に関するについて支払いをするものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。)に基づき計算した額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。上記算定方法により、支払いをすることになった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。なお、料金表に規定する料金額は税抜価格とし、かっこ内の料金額は税込価格を表示します。また、関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

15 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金に関する費用を減免することがあります。この場合、当社は、その災害の被災地及び近隣のサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金

第1 利用料金

1 適用

区分	内容				
(1)光テレビ再送信サービスに係る料金の適用	<p>ア 当社が提供する光テレビ放送サービスであって、当社が再送信同意を取得した放送事業者の地上デジタル放送、BSデジタル放送等(多重放送を含む)を同時再送信するサービスの提供を受ける場合には、2(利用料金)に規定する料金を適用します。</p> <p>イ 光テレビ再送信サービス利用料には、日本放送協会(NHK)の定める受信規約に基づく放送受信料及びBSデジタル放送の有料チャンネルの視聴料(別途放送事業者との契約を締結した場合にのみ視聴可能となるものをいいます。)は含まれません。</p>				
(2)光テレビ放送サービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、光テレビ放送サービスの需要と供給の見込み等を考慮して光テレビ放送サービス区域を設定します。				
(3)最低利用期間内に光テレビ放送サービス契約の解除の申し出があった場合の料金の適用	<p>ア 光テレビ放送サービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>イ 最低利用期間は当社が別に定める光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合に限り適用します。</p> <p>ウ 最低利用期間は当社が別に定める光ネット集合一括サービス契約約款に規定する基本契約期間に準じます。</p> <p>エ 契約者は、最低利用期間内に光テレビ放送サービス契約を解除した場合は、第22条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。 ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>支払いを要する額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約解除料</td><td>最低利用期間の残余期間に対応する利用料金に相当する額</td></tr> </tbody> </table>	区分	支払いを要する額	契約解除料	最低利用期間の残余期間に対応する利用料金に相当する額
区分	支払いを要する額				
契約解除料	最低利用期間の残余期間に対応する利用料金に相当する額				
(4)オプションチャンネル視聴に係る料金の適用	当社は、契約者より3(オプションチャンネル視聴料)に定めるオプションチャンネルを視聴の請求があった場合には、3(オプションチャンネル視聴料)に規定する料金を適用します。				
(5)定期継続利用契約期間に係る料金割引Iの適用(ステップ割)	ア 当社は、当社が光ネットサービス契約約款(コミュファ光ネットプロバイダ一体型)に定める料金表第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)(22)定期継続利用契約期間に係る料金割引Iの適用(以下この欄において「光ネット定期継続利用契約期間に係る料金割引Iの適用」といいます。)のアに規定する定期継続利用契約期間(以下この欄において「光ネット定期継続利用契約期間」といいます。)及び光ネットアクセスサービス契約約款(コミュファ光ネットプロバイダ選択型)に定める料金表第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)(18)定期継続利用契約期間に係る料金割引Iの適用(以下この欄において「光ネットアクセス定期継続利用契約期間に係る料金割引Iの適用」といいます。)のアに規定する定期継続利用契約期間(以下この欄において「光ネットアクセス定期継続利用契約期間」といいます。)を受けている契約者については光ネット定期継続利用契約期間に係る料金割引Iの適用及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間に係る料金割引Iの適用のエに規定する更新回数(以下この欄において「更新回数」といいます。)に応じ、利用料金について、次表の右欄に定める利用料金の減額を適用いたします。				

	更新回数	利用料金の減額
0回	利用料金に0.05を乗じて得た額	
1回	利用料金に0.07を乗じて得た額	
2回	利用料金に0.10を乗じて得た額	

イ 当社は、アの規定により更新回数が2となり光ネット定期継続利用契約期間及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間を満了した場合、若しくは光ネット定期継続利用契約期間及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間の更新の解除の申し出があり、光ネット定期継続利用契約期間及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間を満了した場合、光ネット定期継続利用契約期間及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間を満了した時点の利用料金の減額を光ネット定期継続利用契約期間及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間満了日以降についても適用します。

ウ 光ネット定期継続利用契約期間及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間の取扱いは、光ネット定期継続利用契約期間に係る料金割引の適用及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間に係る料金割引の適用イ、ウ、オ、カ、ク、ケ及びコの定めによります。

(6) 定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用(長トク割)

ア 当社は、当社が光ネットサービス契約約款(コミュファ光ネット プロバイダ一体型)に定める第1表料金 第1(利用料金)1(適用)(26)定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用(以下この欄において「光ネット定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用」といいます。)のアに規定する定期継続利用契約期間(以下この欄において「光ネット定期継続利用契約期間」といいます。)及び光ネットアクセスサービス契約約款(コミュファ光ネット プロバイダ選択型)に定める第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)(21)定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用(以下この欄において「光ネットアクセス定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用」といいます。)のアに規定する定期継続利用契約期間(以下この欄において「光ネットアクセス定期継続利用契約期間」といいます。)を受けている契約者については光ネット定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用のエに規定する更新回数(以下この欄において「更新回数」といいます。)に応じ、月額基本料について、次表の右欄に定める月額基本料の減額を適用いたします。

更新回数	利用料金の減額
0回	利用料金に0.05を乗じて得た額
1回	利用料金に0.07を乗じて得た額
2回以上	利用料金に0.10を乗じて得た額

イ 光ネット定期継続利用契約期間及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間の取扱いは、光ネット定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用イ、ウ、オ、カ、ク及びコの定めによります。

2 利用料金

料 金 種 别	料 金 額 (1契約ごとに月額)
光テレビ再送信サービス利用料	100円(110円)

備考

当社が別に定める光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合、契約する全住戸数分の光テレビ再送信サービス利用料の支払いを要します。

3 オプションチャンネル視聴料

チャンネル	単位	視聴料(月額)	備考
スターちゃんネル	1B-CASカードにつき 1申込ごとに	1,800円 (1,980円)	

附則

(実施期日)

附則第1条 この約款は、平成22年10月1日から実施します。

ただし、光テレビ放送申込の受付は、平成22年8月1日から開始します。

また、当社が別に定める光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合の光テレビ放送サービスの提供開始は、平成23年1月31日からとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。ただし、オプションチャンネルのスター・チャンネルの受付開始及び提供開始は平成23年10月3日からとします。

(オプションチャンネル視聴料に係わる減額処置)

第2条 平成23年10月3日から平成23年11月30日までの間に契約者が所有するB-CASカード(以下の本附則において「B-CASカード」といいます。)にて、次表に規定するチャンネル名(以下の本附則において「チャンネル名」といいます。)のオプションチャンネル視聴の申込みをし、平成23年10月3日以降にチャンネル名の視聴を開始する契約者(ただし、既に次表に規定するチャンネル名に応じた減額措置の適用を受けたB-CASカードにてチャンネル名の申込みをした契約者は除きます。)には、申込みをしたチャンネル名に応じて次表に規定する減額措置を実施します。

チャンネル名	減額処置
スター・チャンネル	左欄に規定するチャンネルの申込みあった日から起算して、その日を含む月から4か月後の料金月の末日までの期間のオプションチャンネル視聴料を2,000円へ減額します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成23年12月1日から実施します。

(オプションチャンネル視聴料に係わる減額処置)

第2条 平成23年12月1日から平成24年1月31日までの間に契約者が所有するB-CASカード(以下の本附則において「B-CASカード」といいます。)にて、次表に規定するチャンネル名(以下の本附則において「チャンネル名」といいます。)のオプションチャンネル視聴の申込みをし、平成23年12月1日以降にチャンネル名の視聴を開始する契約者(ただし、既に次表に規定するチャンネル名に応じた減額措置の適用を受けたB-CASカードにてチャンネル名の申込みをした契約者は除きます。)には、申込みをしたチャンネル名に応じて次表に規定する減額措置を実施します。

チャンネル名	減額処置
スター・チャンネル	左欄に規定するチャンネルの申込みあった日から起算して、その日を含む月から4か月後の料金月の末日までの期間のオプションチャンネル視聴料を2,000円へ減額します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。

(オプションチャンネル視聴料に係わる減額処置)

第2条 平成24年2月1日から平成24年4月30日までの間に契約者が所有するB-CASカード(以下の本附則において「B-CASカード」といいます。)にて、次表に規定するチャンネル名(以下の本附則において「チャンネル名」といいます。)のオプションチャンネル視聴の申込みをし、平成24年2月1日以降にチャンネル名の視聴を開始する契約者(ただし、既に次表に規定するチャンネル名に応じた減額措置の適用を受けたB-CASカードにてチャンネル名の申込みをした契約者は除きます。)には、申込みをしたチャンネル名に応じて次表に規定する減額措置を実施します。

チャンネル名	減額処置
スター・チャンネル	左欄に規定するチャンネルの申込みあった日から起算して、その日を含む月から4か月後の料金月の末日までの期間のオプションチャンネル視聴料を2,000円へ減額します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。

(オプションチャンネル視聴料に係わる減額処置)

第2条 平成24年4月1日から平成24年6月30日までの間に契約者が所有するB-CASカード(以下の本附則において「B-CASカード」といいます。)にて、次表に規定するチャンネル名(以下の本附則において「チャンネル名」といいます。)のオプションチャンネル視聴の申込みをし、平成24年4月1日以降にチャンネル名の視聴を開始する契約者(ただし、既に次表に規定するチャンネル名に応じた減額措置の適用を受けたB-CASカードにてチャンネル名の申込みをした契約者は除きます。)には、申込みをしたチャンネル名に応じて次表に規定する減額措置を実施します。

チャンネル名	減額処置
スター・チャンネル	左欄に規定するチャンネルの申込みあった日から起算して、その日を含む月から4か月後の料金月の末日までの期間のオプションチャンネル視聴料を2,000円へ減額します。

附則

(実施期日)

附則第1条 この約款は、平成24年6月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

(オプションチャンネル視聴料に係わる減額処置)

第2条 平成24年7月1日から平成24年9月30日までの間に契約者が所有するB-CASカード(以下の本附則において「B-CASカード」といいます。)にて、次表に規定するチャンネル名(以下の本附則において「チャンネル名」といいます。)のオプションチャンネル視聴の申込みをし、平成24年7月1日以降にチャンネル名の視聴を開始する契約者(ただし、既に次表に規定するチャンネル名に応じた減額措置の適用を受けたB-CASカードにてチャンネル名の申込みをした契約者は除きます。)には、申込みを

したチャンネル名に応じて次表に規定する減額措置を実施します。

チャンネル名	減額処置
スター・チャンネル	左欄に規定するチャンネルの申込みあった日から起算して、その日を含む月から4か月後の料金月の末日までの期間のオプションチャンネル視聴料を2,000円へ減額します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

(オプションチャンネル視聴料に係わる減額処置)

第2条 平成24年10月1日から平成25年12月31までの間に契約者が所有するB-CASカード(以下の本附則において「B-CASカード」といいます。)にて、次表に規定するチャンネル名(以下の本附則において「チャンネル名」といいます。)のオプションチャンネル視聴の申込みをし、平成24年10月1日以降にチャンネル名の視聴を開始する契約者(ただし、既に次表に規定するチャンネル名に応じた減額措置の適用を受けたB-CASカードにてチャンネル名の申込みをした契約者は除きます。)には、申込みをしたチャンネル名に応じて次表に規定する減額措置を実施します。

チャンネル名	減額処置
スター・チャンネル	左欄に規定するチャンネルの申込みあった日から起算して、その日を含む月から4か月後の料金月の末日までの期間のオプションチャンネル視聴料を2,000円へ減額します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成24年12月28日から実施します。

(オプションチャンネル視聴料に係わる減額処置)

第2条 当社は、当社が光テレビ放送サービス契約約款に定める附則(平成24年10月1日実施) 第2条に定めるオプションチャンネル視聴料に係わる減額処置について次のとおり読み替えます。

平成24年10月1日から平成25年3月31までの間に契約者が所有するB-CASカード(以下の本附則において「B-CASカード」といいます。)にて、次表に規定するチャンネル名(以下の本附則において「チャンネル名」といいます。)のオプションチャンネル視聴の申込みをし、平成24年10月1日以降にチャンネル名の視聴を開始する契約者(ただし、既に次表に規定するチャンネル名に応じた減額措置の適用を受けたB-CASカードにてチャンネル名の申込みをした契約者は除きます。)には、申込みをしたチャンネル名に応じて次表に規定する減額措置を実施します。

チャンネル名	減額処置
スター・チャンネル	左欄に規定するチャンネルの申込みあった日から起算して、その日を含む月から4か月後の料金月の末日までの期間のオプションチャンネル視聴料を2,000円へ減額します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。

(オプションチャンネル視聴料に係わる減額処置)

第2条 平成25年4月1日から平成25年6月31日までの間に契約者が所有するB-CASカード(以下の本附則において「B-CASカード」といいます。)にて、次表に規定するチャンネル名(以下の本附則において「チャンネル名」といいます。)のオプションチャンネル視聴の申込みをし、平成25年4月1日以降にチャンネル名の視聴を開始する契約者(ただし、既に次表に規定するチャンネル名に応じた減額措置の適用を受けたB-CASカードにてチャンネル名の申込みをした契約者は除きます。)には、申込みをしたチャンネル名に応じて次表に規定する減額措置を実施します。

チャンネル名	減額処置
スター・チャンネル	左欄に規定するチャンネルの申込みあった日から起算して、その日を含む月から4か月後の料金月の末日までの期間のオプションチャンネル視聴料を2,000円へ減額します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成25年7月1日から実施します。

(オプションチャンネル視聴料に係わる減額処置)

第2条 平成25年7月1日から平成25年9月30日までの間に契約者が所有するB-CASカード(以下の本附則において「B-CASカード」といいます。)にて、次表に規定するチャンネル名(以下の本附則において「チャンネル名」といいます。)のオプションチャンネル視聴の申込みをし、平成25年7月1日以降にチャンネル名の視聴を開始する契約者(ただし、既に次表に規定するチャンネル名に応じた減額措置の適用を受けたB-CASカードにてチャンネル名の申込みをした契約者は除きます。)には、申込みをしたチャンネル名に応じて次表に規定する減額措置を実施します。

チャンネル名	減額処置
スター・チャンネル	左欄に規定するチャンネルの申込みあった日から起算して、その日を含む月から4か月後の料金月の末日までの期間のオプションチャンネル視聴料を2,000円へ減額します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成25年10月1日から実施します。

(オプションチャンネル視聴料に係わる減額処置)

第2条 平成25年10月1日から平成25年12月31日までの間に契約者が所有するB-CASカード(以下の本附則において「B-CASカード」といいます。)にて、次表に規定するチャンネル名(以下の本附則において「チャンネル名」といいます。)のオプションチャンネル視聴の申込みをし、平成25年10月1日以降にチャンネル名の視聴を開始する契約者(ただし、既に次表に規定するチャンネル名に応じた減額措置の適用を受けたB-CASカードにてチャンネル名の申込みをした契約者は除きます。)には、申込みをしたチャンネル名に応じて次表に規定する減額措置を実施します。

チャンネル名	減額処置
スター・チャンネル	左欄に規定するチャンネルの申込みあった日から起算して、その日を含む月から4か月後の料金月の末日までの期間のオプションチャンネル視聴料を2,000円へ減額します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成26年1月1日から実施します。

(オプションチャンネル視聴料に係わる減額処置)

第2条 平成26年1月1日から平成26年3月31日までの間に契約者が所有するB-CASカード(以下の本附則において「B-CASカード」といいます。)にて、次表に規定するチャンネル名(以下の本附則において「チャンネル名」といいます。)のオプションチャンネル視聴の申込みをし、平成26年1月1日以降にチャンネル名の視聴を開始する契約者(ただし、既に次表に規定するチャンネル名に応じた減額措置の適用を受けたB-CASカードにてチャンネル名の申込みをした契約者は除きます。)には、申込みをしたチャンネル名に応じて次表に規定する減額措置を実施します。

チャンネル名	減額処置
スター・チャンネル	左欄に規定するチャンネルの申込みあった日から起算して、その日を含む月から4か月後の料金月の末日までの期間のオプションチャンネル視聴料を2,000円へ減額します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成26年1月31日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成26年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(オプションチャンネル視聴料に係わる減額処置)

第2条 平成26年4月1日から平成26年6月30日までの間に契約者が所有するB-CASカード(以下の本附則において「B-CASカード」といいます。)にて、次表に規定するチャンネル名(以下の本附則において「チャンネル名」といいます。)のオプションチャンネル視聴の申込みをし、平成26年4月1日以降にチャンネル名の視聴を開始する契約者(ただし、既に次表に規定するチャンネル名に応じた減額措置の適用を受けたB-CASカードにてチャンネル名の申込みをした契約者は除きます。)には、申込みをしたチャンネル名に応じて次表に規定する減額措置を実施します。

チャンネル名	減額処置
スター・チャンネル	左欄に規定するチャンネルの申込みあった日から起算して、その日を含む月から4か月後の料金月の末日までの期間のオプションチャンネル視聴料を2,000円へ減額します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

(オプションチャンネル視聴料に係わる減額処置)

第2条 平成26年7月1日から平成26年9月30日までの間に契約者が所有するB-CASカード(以下の本附則において「B-CASカード」といいます。)にて、次表に規定するチャンネル名(以下の本附則において「チャンネル名」といいます。)のオプションチャンネル視聴の申込みをし、平成26年7月1日以降にチャンネル名の視聴を開始する契約者(ただし、既に次表に規定するチャンネル名に応じた減額措置の適用を受けたB-CASカードにてチャンネル名の申込みをした契約者は除きます。)には、申込みをしたチャンネル名に応じて次表に規定する減額措置を実施します。

チャンネル名	減額処置
スター・チャンネル	左欄に規定するチャンネルの申込みあった日から起算して、その日を含む月から4か月後の料金月の末日までの期間のオプションチャンネル視聴料を2,000円へ減額します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

(オプションチャンネル視聴料に係わる減額処置)

第2条 平成26年10月1日から平成26年12月31日までの間に契約者が所有するB-CASカード(以下の本附則において「B-CASカード」といいます。)にて、次表に規定するチャンネル名(以下の本附則において「チャンネル名」といいます。)のオプションチャンネル視聴の申込みをし、平成26年10月1日以降にチャンネル名の視聴を開始する契約者(ただし、既に次表に規定するチャンネル名に応じた減額措置の適用を受けたB-CASカードにてチャンネル名の申込みをした契約者は除きます。)には、申込みをしたチャンネル名に応じて次表に規定する減額措置を実施します。

チャンネル名	減額処置
スター・チャンネル	左欄に規定するチャンネルの申込みあった日から起算して、その日を含む月から4か月後の料金月の末日までの期間のオプションチャンネル視聴料を2,000円へ減額します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

(オプションチャンネル視聴料に係わる減額処置)

第2条 平成27年1月1日から平成27年3月31日までの間に契約者が所有するB-CASカード(以下の本附則において「B-CASカード」といいます。)にて、次表に規定するチャンネル名(以下の本附則において「チャンネル名」といいます。)のオプションチャンネル視聴の申込みをし、平成27年1月1日以降にチャンネル名の視聴を開始する契約者(ただし、既に次表に規定するチャンネル名に応じた減額措置の適用を受けたB-CASカードにてチャンネル名の申込みをした契約者は除きます。)には、申込みをしたチャンネル名に応じて次表に規定する減額措置を実施します。

チャンネル名	減額処置
--------	------

スター・チャンネル	左欄に規定するチャンネルの申込みあった日から起算して、その日を含む月から4か月後の料金月の末日までの期間のオプションチャンネル視聴料を2,000円へ減額します。
-----------	----------------------------------------------------------------------------------

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

(オプションチャンネル視聴料に係わる減額処置)

第2条 平成27年4月1日から平成27年6月30日までの間に契約者が所有するB-CASカード(以下の本附則において「B-CASカード」といいます。)にて、次表に規定するチャンネル名(以下の本附則において「チャンネル名」といいます。)のオプションチャンネル視聴の申込みをし、平成27年4月1日以降にチャンネル名の視聴を開始する契約者(ただし、既に次表に規定するチャンネル名に応じた減額措置の適用を受けたB-CASカードにてチャンネル名の申込みをした契約者は除きます。)には、申込みをしたチャンネル名に応じて次表に規定する減額措置を実施します。

チャンネル名	減額処置
スター・チャンネル	左欄に規定するチャンネルの申込みあった日から起算して、その日を含む月から4か月後の料金月の末日までの期間のオプションチャンネル視聴料を2,000円へ減額します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

(オプションチャンネル視聴料に係わる減額処置)

第2条 平成27年7月1日から平成27年9月30日までの間に契約者が所有するB-CASカード(以下の本附則において「B-CASカード」といいます。)にて、次表に規定するチャンネル名(以下の本附則において「チャンネル名」といいます。)のオプションチャンネル視聴の申込みをし、平成27年7月1日以降にチャンネル名の視聴を開始する契約者(ただし、既に次表に規定するチャンネル名に応じた減額措置の適用を受けたB-CASカードにてチャンネル名の申込みをした契約者は除きます。)には、申込みをしたチャンネル名に応じて次表に規定する減額措置を実施します。

チャンネル名	減額処置
スター・チャンネル	左欄に規定するチャンネルの申込みあった日から起算して、その日を含む月から4か月後の料金月の末日までの期間のオプションチャンネル視聴料を2,000円へ減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ放送サービスの料金その他の債務については、なお、従前のとおりとします。

(特例措置の適用)

第4条 契約者は、本附則第2条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成28年8月15日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成28年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成30年11月15日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、2021年1月8日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、2021年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、2021年9月1日から実施します。

(特定サービスからの移行に対する特別措置)

第2条 飛驒市が提供する飛驒市ケーブルテレビ情報施設の加入者が、飛驒市と当社が締結している契約に基づく移行措置により、コミュファ光テレビ伝送サービスを契約する場合に限り、次の各号を適用します。

(1) 本約款で定義されている下表の用語は、次に読み替えます。

用語	用語の意味
利用回線	光ネットサービス契約約款に規定する光ネットサービスの取扱局内に設置された取扱局交換設備と光テレビ放送サービス申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線

(2) 利用料金

本約款料金表第1表利用料金 第1利用料金 第2利用料金の額を、下表へ読み替えます。

料金種別	料金額 (1契約ごとに月額)
光テレビ再送信サービス利用料	100円(110円)

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、2022年7月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、2024年6月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ放送サービスの料金その他の債務については、なお、従前のとおりとします。